

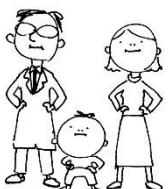
出産後のお手続きのご案内



お手続き		届け出・申請先
出生届の提出	お名前が決まりましたら 出生後 14 日以内にお手続きください。	市区町村 <ul style="list-style-type: none"> 出生証明書 母子手帳 印鑑 ※住所地、本籍地、出生地のいずれかに届け出ます。
健康保険への加入	出生届を提出されましたら、速やかにお手続きください。	各健康保険 勤務先、健康保険組合、市区町村、など
小児医療費 助成制度の申請	健康保険に加入しているお子さんが、病気やケガで医療機関に受診したときに、保険診療の自己負担額を助成する制度です。自治体によって、助成範囲は異なります。	現住所のある市区町村 <ul style="list-style-type: none"> お子さんのマイナ保険証または、健康保険の内容が確認できるもの (資格確認証、資格情報のお知らせ、マイナポータルの保険証情報画面を印刷したもの等)
児童手当の申請	出生から 15 日以内にお手続きください。 原則として、申請した月の翌月分からの支給となりますが、出生日から 15 日以内であれば、申請月分から支給されます。	現住所のある市区町村 <ul style="list-style-type: none"> 認定請求書 請求者名義の振込口座を確認できるもの 本人確認書類 請求者および配偶者の個人番号確認資料 (公務員の場合は勤務先に)

赤ちゃんのご状態により活用できる医療給付制度

未熟児養育医療	出生時体重が 2,000g 以下、その他、症状が基準に該当する場合、入院時保険診療の自己負担額と食事代を助成する制度です。	現住所のある市区町村 <ul style="list-style-type: none"> 申請書 主治医意見書
小児慢性特定疾病	国の定める特定の疾病にかかっており、かつ別に定める基準に該当する場合、医療費の自己負担額の一部を助成する制度です。 また、入院時の食事代が半額となります。	<ul style="list-style-type: none"> 世帯調書 対象者本人が加入している健康保険の情報がわかるもの (資格確認証、資格情報のお知らせ、マイナポータルの保険証情報画面を印刷したもの等) <ul style="list-style-type: none"> 印鑑 など



必要書類・手続き方法は、制度やご状態、お住まいの自治体により異なる場合がありますので、詳しくはご確認ください。

神奈川県立こども医療センター
ソーシャルワーク室